強度行動障害に係る実態調査　実施要項

１　目的

本県の強度行動障害に係る実態調査を実施し、支援人材の養成等今後の地域の支援体制の充実に向けた基礎資料とするもの。

２　実施主体

岩手県

３　調査基準時点

令和６年12月１日

４　調査対象者

５に掲げる調査対象の施設等において、強度行動障害（※）の状態にあると認識される児・者。

なお、障害支援区分の認定調査における「行動関連項目」の判定の有無によらず調査対象者を捉えるものとする。

※強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」である。

（強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書（令和５年３月30日）から引用）

５　調査方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施設等調査 | 他県調査 | 市町村調査 |
| 調査対象 | ・障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所及び障害児入所支援施設を運営している法人・市町村社会福祉協議会・特別支援学校 | 東北５県障がい福祉所管課 | 県内市町村障がい福祉所管課 |
| 調査内容 | ・強度行動障害の状態にある児・者数・属性（性別・生年月日・居住市町村）・主たる介護者・在宅・施設入所の別・障がい者手帳・障害支援区分の状況・障害福祉サービス等の支援（利用している支援・必要と考えられる支援） | ・実態調査の有無・支援施策の現状 | ・障害支援区分調査における判定状況（判定した児・者の概況）・支援施策の現状 |
| 調査票 | 別添① | 別添② | 別添③ |

６　留意事項

本調査により把握した内容については、統計データとして公表を予定していること。

なお、個人を特定できる情報については、施策検討における基礎資料や市町村との情報共有以外の目的に使用しないこと。